

# 鉛給水管解消計画

(第3次)

令和7年3月

石巻地方広域水道企業団

## 目 次

1	鉛給水管の問題について	1
2	これまでの取り組みについて	1
3	鉛給水管残存栓数	1
4	新たな取り組みについて	2
5	鉛給水管解消の見通しについて	3
6	鉛給水管使用者等への広報活動	3
7	進捗管理と評価	4
8	緊急対応	4
9	おわりに	4

## 鉛給水管解消計画（第3次）

### 1 鉛給水管の問題について

上水道の普及に伴い、鉛給水管はその加工のしやすさから広く給水管として使用されてきました。しかし、鉛は健康影響を受けやすいことが判明したため、平成15年に水質基準が強化され、平成19年には厚生労働省から「鉛製給水管の適切な対策について」の通知が出されました。

また、平成16年に厚生労働省の「水道ビジョン」が策定され、鉛給水管の総延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにすることを目標として掲げられました。さらに、平成20年に改訂された「水道ビジョン」では、鉛給水管解消が重点施策として掲げられ、鉛問題への対応が強化されました。加えて、平成25年に策定された「新水道ビジョン」においても、引き続き鉛給水管の早期解消が重要な施策として示されており、安全で安心な水道水の提供が強く求められています。

これらの背景を受け、企業団では、鉛給水管の早期解消を重要課題の一つとして位置づけ、より安全で良質な水道水の安定供給を実現するため、計画的な取り組みを進めてきました。

### 2 これまでの取り組みについて

給水管はお客さまの財産であり、その維持管理は所有者であるお客さまの責任となりますが、企業団では、より安全で良質な水道水の安定供給を実現するため、平成21年度から平成30年度を目標期間とした鉛給水管解消計画を策定し、鉛給水管解消に取り組んできました。

しかし、東日本大震災の影響により計画最終年度での解消が困難となったため、計画最終年度の平成30年度から令和6年度までの7年間を新たな計画期間として見直しを行い、引き続き、配水管布設替工事や下水道工事等の他工事の計画が予定されている路線に併せた老朽給水管整備工事、漏水等修繕工事及び給水装置の改造工事に伴う鉛給水管布設替工事を実施してきました。

### 3 鉛給水管残存栓数

企業団では、これまで鉛給水管の解消に向けて計画的に取り組んできたものの、東日本大震災などの影響もあり、当初の計画どおりには進まなかった部分もあります。それでも一定の成果は見られており、解消は着実に進んでいます。

しかし、依然として給水契約中の使用箇所を含め、多くの鉛給水管が残存している状況です。今後の計画的な解消に向けて、現時点における残存栓数の状況を正確に把握し、優先順位を明確にした取り組みを進めていく必要があります。

以下に、鉛給水管の残存栓数の推移と現時点の状況を示します。

**【鉛給水管の残存栓数】**

区 分	平成 14 年度 当初残存栓数	令和 7 年 2 月 末撤去累計	令和 7 年 2 月末残栓数	
			総残存栓数 (中止栓含む)	うち給水契約中 残存栓数
公道・宅内一次	17,601 栓	12,855 栓	4,746 栓	2,715 栓
宅内二次	31,009 栓	16,663 栓	14,346 栓	7,524 栓
全 体	38,685 栓	22,059 栓	16,626 栓	8,980 栓

※栓数は公道・宅内一次・宅内二次で重複を含みます。

#### 4 新たな取り組みについて

鉛給水管の計画的な解消に向け、企業団ではこれまでの取り組みを踏まえつつ、より実効性の高い方策を講じていく必要があります。

今後は、給水区域の実情や財政状況を踏まえ、計画的かつ効率的に鉛給水管の解消を図るための取り組みを実施します。

以下に、本計画に基づく具体的な取り組みを示します。

##### (1) 鉛給水管整備工事の計画策定と実施

給水区域内に分散する鉛給水管の整備を計画・実施し、効率的な解消を進める。

##### (2) 配水管布設替工事と鉛給水管の解消

配水管布設替工事に併せて、配水管から分岐する鉛給水管を解消し、耐久性や耐震性の向上を図る。

##### (3) 下水道工事等に併せた老朽給水管整備の実施

下水道工事等の他工事の計画が予定されている路線に併せた老朽給水管整備工事を実施し、鉛給水管の解消を図る。

##### (4) 漏水修繕による鉛給水管布設替えの実施

道路漏水修繕工事において、道路部分に残存管として鉛給水管があった場合は分水からメーターまでの給水管をすべて布設替えをする。

##### (5) 給水装置改造申請に伴う対応と情報管理

給水装置改造申請に合わせた鉛給水管布設替工事を実施し、工事实績を反映した台帳更新により管理・運用の効率化を推進する。また、お客さまへの迅速な情報提供と宅内二次側の鉛給水管解消を促進するための周知活動を行う。

##### (6) 財源の確保と予算管理

工事の円滑な実施に向けた予算管理及び財源の確保・調整を行う。

##### (7) 水質管理と安全性の確保

必要に応じて鉛の溶出に関する水質検査を実施し、安全な水道水の供給を確保する。

## 5 鉛給水管解消の見通しについて

今回の計画では、計画期間を令和7年度から令和20年度までとし、この期間内にすべての鉛給水管を解消することを目標としています。

特に令和7年度から11年度までの5年間は、年間約200件の解消を計画しており、その後も同様のペースで工事を継続・加速させることで、最終年度である令和20年度までに、すべての給水契約における公道及び宅内一次側の鉛給水管の解消を図る計画です。

以下に、令和7年度から令和11年度における工事区分ごとの年間解消予定件数を示します。

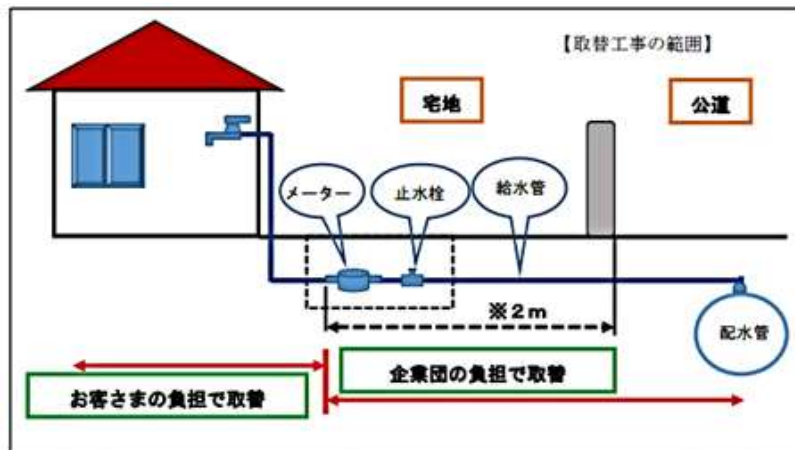
【計画期間 R7～R11 年度】

(単位：栓)

工事区分	R7	R8	R9	R10	R11	合計
鉛給水管整備工事	70	70	70	70	70	350
配水管布設替工事	30	30	30	30	30	150
老朽給水管整備工事・漏水修繕工事等	80	80	80	80	80	400
給水装置改造に伴う鉛給水管布設替工事	20	20	20	20	20	100
合 計	200	200	200	200	200	1,000

※ 鉛給水管整備工事は計画値、それ以外は予測値

【取替工事の範囲】



## 6 鉛給水管使用者等への広報活動

鉛給水管の早期解消を図るためには、お客さま一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

企業団では、計画内容や健康リスク、解消の必要性等について、さまざまな手段を活用しながら積極的に情報提供を行い、お客さまへの周知と協力の促進を図ります。

以下に、鉛給水管解消に向けた広報活動の内容を示します。

- (1) 企業団ホームページによる計画内容・進捗状況・注意喚起の掲載
- (2) 広報紙による定期的な情報発信
- (3) 宅内二次側鉛給水管の解消促進に向けた注意喚起の取り組みを検討
- (4) 水道メーター検定満期取替時の個別対応

・メーターボックス内の一次側及び二次側における鉛給水管の使用有無について、しゅん工図と照合しながら確認を行い、鉛給水管が使用されているお客さまには、使用水量等通知書に注意喚起文を印字するなど、適切な情報提供を行います。

## 7 進捗管理と評価

毎年度、工事の進捗状況を集計し、進捗率や残存栓数を明確にした実績報告書を作成します。また、計画の進捗状況や課題を検証し、工事計画の見直しを行います。

以下に、進捗管理と評価の実施手順を示します。

- (1) 工事实績の集計と管理
- (2) 進捗率及び残存栓数の把握
- (3) 実績報告書の作成
- (4) 課題の分析と計画の見直し
- (5) P D C A サイクルによる継続的改善

このように、客観的なデータに基づいた進捗管理と評価を通じて、計画の確実な遂行と柔軟な対応を両立し、安全で持続可能な水道サービスの提供に努めます。

## 8 緊急対応

水質異常時は速やかに水質検査を実施し、安全性を確認します。異常が確認された場合は原因調査と影響範囲の特定を行い、必要な対策を講じるとともに、お客さまへ迅速に情報提供を行います。

## 9 おわりに

鉛給水管の解消は、安全で持続可能な水道サービスを提供するために重要な課題です。

本来、給水管はお客さまの財産であり、その維持管理は所有者であるお客さまの責任となります。しかし、企業団では、鉛給水管の早期解消を図るために、公道及び宅内一次側の鉛給水管布設替を企業団の負担で実施しております。そのため、限られた財源の中で、計画的かつ効率的に事業を進めることが求められます。

本計画では、令和7年度から令和11年度までの間に、段階的かつ継続的に鉛給水管の解消を進めることとしています。さらに、計画の進捗状況や取り組み内容については、ホームページや広報紙、個別通知等を活用し、お客さまに分かりやすく周知します。

今後も、お客さまのご理解とご協力をいただきながら、鉛給水管の早期解消に努め、より安全で良質な水道水の安定供給を実現するため全力で取り組んで参ります。